

# ◆平成27年度分 市・県民税申告相談日程表◆

※指定日に都合が悪いかたは、都合の良い日の会場にお越しください。  
 ※各会場での申告相談期間中は、市役所での申告相談は行いません。

月日(曜日)	受付相談地区(行政区) ※町内名とは一致しません	会場
4日(水)	粕田全区、中羽立、清水川、岩本、橋桁、白沢全区、寺ノ沢、松原、長走、陣場全区、日景温泉、矢立育成園	矢立公民館
5日(木)	本郷上、本郷下、鬮沢、土目内、二井山、鳥内、十三森、大森、神山、姥沢、桜町全区、泉田、猫鼻、大森団地、花岡団地、神山社宅、西前田、長森団地、白根山団地、神山荘	花岡公民館
6日(金)	小釈迦内、向羽立、大通、中通、上通、松峰、松木全区、沼館全区	釈迦内公民館
7日(土)	板子石、日景町全区、山神台、商人留、上袋町、卸町、高館下、釈迦内中台、釈迦内雇用促進住宅	
9日(月)	獅子ヶ森全区、長面、長面袋、日鉦獅子ヶ森、二ツ森、県市公営住宅	
10日(火)	櫃崎、高戸谷、赤石、板沢、小袴、大披、出川、下川原、比内前田、杉沢、大子内	二井田公民館 (真中地区を含む)
12日(木)	下村、町、館、小坪川原、高村、四羽出、本宮、中台	
13日(金)	上軽石野岱、羽貫谷地、上岩瀬、代野、赤川、茂屋、田の沢、谷地の平東、谷地の平緑、谷地の平西、中島、長慶荘	田代公民館 (総合開発センター)
14日(土)	平滝、大柳、街道脇、玉石、伊勢堂下、下岩瀬、杉子沢、赤沼、蛭沢、田茂の木、越山、羽立、長谷地、大石渡、桜岱、前田、川反	
16日(月)	比立内、大巻、長坂、長坂坂地、坂地、本郷1・2・3、みのり台	
17日(火)	赤坂下、中仕田、岩野目、大岱、李岱、深沢、大淵、大野、高畠、中谷地、深岱、新明岱、館町、上名、向館、赤坂、大野岱	
18日(水)	出口1・2・3・4・5・6、桜花、外川原、柏木、保滝沢、美杉、南町、若杉	
19日(木)	餅田全区、山田渡、赤石沢、立花全区、川口全区、鳴滝、大道下、横岩、餅田団地、西大館町、隼人町	下川沿公民館
20日(金)	下町、中町、上町、上新町、別所、沢尻、葛原、猿間、浦山	十二所公民館
21日(土)	大町、中町、釣田、達子、大葛温泉、大谷、大葛、森越、長部、大渡夏焼、森合	
23日(月)	比内丁、馬喰町、独鉦、向田、水曲、沼田	比内総合支所 (上川沿地区の一部と十二所地区の一部を含む)
24日(火)	新町、市川、沢、日詰、炭谷、笹館、小新田、大原木、谷地中	
25日(水)	曙町、南町、中野、羽立、大巻、弥助	
26日(木)	八幡町、笹淵、横町、長内沢、五日市、田尻、片貝、二ツ森、寺崎	
27日(金)	下川端、上川端、朝日町、新館、駒橋、野開、八木橋、畑沢、板戸、水沢、白沢、小坪沢	
28日(土)	東雲町、伊勢町、新丁、裏通町、扇ノ丁、二タ又間戸石、竹原、味噌内中、味噌内下、宿内、前田野	
2日(月)	中山、沢山、羽立、金谷、大滝全区、平内、軽井沢全区、曲田、道目木、成章園、軽井沢福祉園、道目木更生園、つくし苑、ケアハウスほうおう	
3日(火)	上代野、下代野全区、東二ツ屋、大明神、新沢、赤沢、黒沢、茂内屋敷、水沢、籠谷、石淵、二ツ屋、積ヶ岱、水交苑	中央公民館 (長木地区と上川沿、下川沿地区の一部を含む)
4日(水)	宮袋、大茂内、小茂内、芦田子、塞の神、小雪沢、天下町全区、鳳町	
5日(木)	柄沢、東台全区、長根山、南ヶ丘、雇用促進住宅、たつみ町、緑ヶ丘、南たつみ町、池内	
6日(金)	桂城、金坂、赤館、部垂町、長倉町、古川町、大下町、鉄砲場、通町、独鉦町(市営水門前住宅を含む)、田町、末広町、弁天町、大正町、新富町、大町全区、寺町、常盤木町、昭和町、東新、新地、東町、仲見世、餌釣、小館花	中央公民館 (長木地区と上川沿、下川沿地区の一部を含む)
9日(月)	桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、南町、田代町全区、新町、中町、馬喰町、市営住宅(新町・中町・向町)、旭ヶ丘、泉町、曙町	
10日(火)	清水町、住吉町、清水町住宅、清水南町、根下戸、萩野台全区、片山全区、片山市営住宅、天神町、片山町三丁目、天神緑町、根下戸新町	
11日(水)	御成町一丁目全区、御成町二丁目～五丁目、東成町、中道、有浦一丁目～六丁目(観音堂・大田面を含む)、御成町市営住宅、東有浦町(観音堂)、中道1区	
12日(木)	愛宕町、川原町、栄町、御坂、神明町、南神明町、中神明町、城西町、豊町、北神明町、小館町、水門町、舟場、美園町	
13日(金)	★まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	
16日(月)	★まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	

## 平成27年度の主な改正点

市・県民税の住宅借入金等特別控除について、居住開始年月日の適用期限が延長、住宅ローンの控除限度額が拡充されました。

市・県民税の控除額は、次の①、②のいずれか小さい方の金額となります。なお、いずれかの金額が0円となる場合は、市・県民税の住宅借入金等特別控除は適用できません。

① 所得税の住宅借入金等特別控除から控除しきれなかった額

② 平成26年1月～3月入居のかた

所得税の課税総所得金額等×5%

(限度額9万7500円)

平成26年4月～平成29年12月入居のかた

所得税の課税総所得金額等×7%

(限度額13万6500円)

※平成26年4月から平成29年12月入居のかたの金額は、消費税率が8%、または10%の場合の金額です。

税務署で「確定申告は不要」と言われたかたでも

税務署で確定申告は不要と言われたかたでも、市・県民税の申告が必要な場合がありますので、次のようなかたは税務課にお問い合わせください。

- ・給与所得者や公的年金収入が400万円以下の年金所得者で、その他の所得が20万円以下のかた
- ・営業や農業、不動産所得があるが、所得税が課税されないかた など

申告書は郵送でも受け付けます(自書できるかたに限り)

申告書や収支内訳書の必要事項を全て記入(押印含む)したかたは、証明書類等を添付のうえ郵送で申告することができます。また、同様に税務課窓口(持参し「申告書投函箱」に投函することもできます。このような場合、内容確認のために連絡することがありますので、日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

※日曜日と3月の土曜日は申告相談を行いません。  
 ※終盤(特に3月13、16日)は大変混雑します。早めに申告しましょう。